

建設業許可・経営事項審査・週休2日・適正工期

1. 建設業許可

令和5年7月1日施行

令和6年度以降の技術検定制度概要（改正概要）

○ 1級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外		15年実務

(いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり)

(改正後)

第 1 次検定	第 2 次検定 ※1
19歳以上 (当該年度末時点)	1次検定合格後の 特定実務経験※2(1年)を含む 実務経験3年 等

※1 実務経験について、1次検定合格後、
・特定実務経験(1年)を含む実務経験の場合は3年
・監理技術者補佐としての実務経験の場合は1年
・その他の実務経験の場合は5年

※2 特定実務経験とは、請負金額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の
建設工事において、監理技術者・主任技術者(監理技術者資格者証を有する
者に限る)の指導の下、または自ら監理技術者・主任技術者として行った経験

○ 2級の受検資格

(改正前)

学 歴	第 1 次検定	第 2 次検定
大学（指定学科）	17歳以上 (当該年度末時点)	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

(改正後)

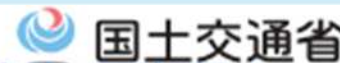
第 1 次検定	第 2 次検定 ※3
17歳以上 (当該年度末時点) ※従前どおり(変更なし)	・ 1次検定合格後、 実務経験3年 ・ 1級1次検定合格後、 実務経験1年

※3 1次検定合格後の実務経験について、機械種目の場合は2年
その他の受検資格等については、次ページ以降参照
令和10年度までの間は改正前の受検資格にて受検可能

1. 建設業許可

令和5年7月1日施行

実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)



- 一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件※、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者※も同様の扱いとなります。
※指定建設業は除く

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後3年
高等学校(指定学科)	卒業後5年
上記以外	10年



(改正後)

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後3年
	高等学校(指定学科)	卒業後5年
技士補 技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後5年*
上記以外		10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉

(改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の卒業生以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定)の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

経営事項審査の主な改正事項

(令和5年1月1日・一部令和4年8月15日改正)

【令和5年1月1日改正】

(1) 経営事項審査におけるその他社会性(W)改正の概観

- 1 W1-9 ワーク・ライフ・バランス(WLB)に関する取組の審査基準及び評点
- 2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況
- 3 W1-10の改正時期及び総合評定値算出係数の改正内容
- 4 W7 建設機械の保有状況の改正内容
- 5 W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無の改正内容

【令和4年8月15日改正】

(2) その他改正事項(監理技術者講習受講者の経審上の加点関係)

2.経営事項審査

(1)-1 W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)

令和5年1月1日以降の申請で適用

- 内閣府による「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価することとする。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち
最も配点の高いものを評価
(最大5点)

(例)
「プラチナえるぼし認定」
「トライくるみん認定」 を取得している場合
「ユースエール認定」
⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

- ※ 「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等により認定の取得状況を確認する
- ※ 審査基準日において、認定取消又は辞退が行われている場合は、加点対象としない

2.経営事項審査

(1)-2 W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、CCUSの活用状況を加点対象とする。

審査対象工事 ①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事)
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕
- ③ 災害応急工事 〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 <u>民間工事を含む全ての建設工事</u> で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 <u>全ての公共工事</u> で該当措置を実施した場合	10

※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

2.経営事項審査

(1)-4 W7 建設機械の保有状況の改正内容

令和5年1月1日以降の申請で適用

○地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有(※)・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。

※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

○現在の加点対象に加え、実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在しており、災害対応力を適正に評価するため、**加点対象建設機械を拡大**

	法令根拠	機種	検査方法
現在の加点対象	安衛法施行令	ショベル系掘削機	特定自主検査
		ブルドーザー	
		トラクターショベル	
		モーターグレーダー	
	移動式クレーン(つり上げ荷重3t以上)	製造時検査又は性能検査	
	ダンプ規制法	大型ダンプ(土砂の運搬が可能な最大積載量5以上)	自動車検査
追加される建設機械	道路運送車両法	ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ) 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
	安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
		解体用機械	
		高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

2.経営事項審査

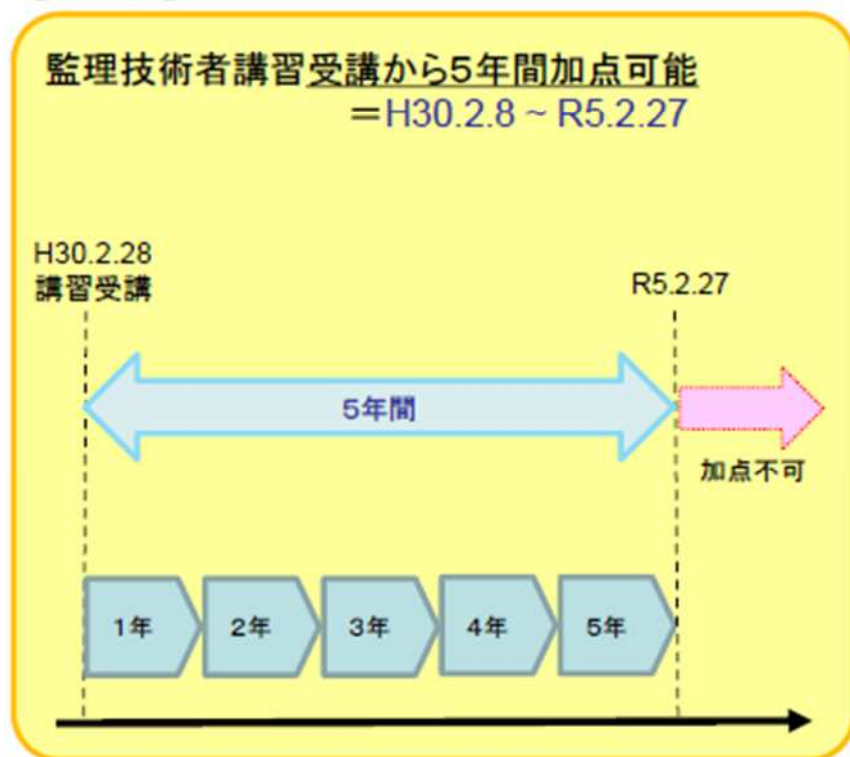
(2) 監理技術者講習受講者の経審上の加点内容の改正

令和4年8月15日以降の申請で適用

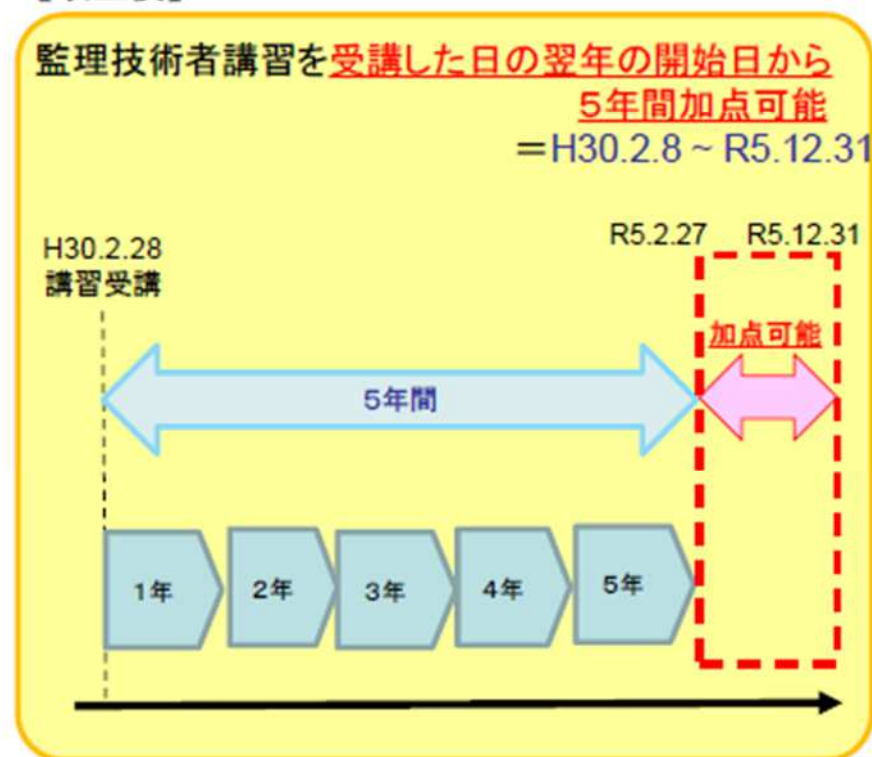
- 技術力(Z)の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としているところ、建設業法上専任の監理技術者として配置可能な期間と経審上加点可能な期間にずれが生じていた
- 加点可能な期間を「講習修了の日の属する年の翌年から5年間」とした
- この改正は、令和4年8月15日以降の申請に適用する

(例)H30年2月28日に講習を受講した場合

【改正前】



【改正後】



3.週休2日・適正工期

こんな経験ありませんか？



- ・協議なく一方的に支払代金を差し引かれる
- ・支払期日が守られない
- ・契約工期が通常よりもかなり短い期間になっている

- ①元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン
- ②発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン
- ③建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

県では、公共工事だけでなく、民間発注者団体（商工会議所、商工会等）に対しても、週休2日の確保など適正な工期設定や発注者と受注者との対等な関係の構築について依頼しています。

